

女性の能力発揮促進のための税制のあり方

[研究メンバー]

主査	金子 宏	横浜国立大学教授
	神野直彦	東京大学教授
	辻山栄子	武蔵大学教授
	中里 実	一橋大学教授
	増井良啓	東京大学助教授
	水野忠常	早稲田大学教授
	八代尚宏	上智大学教授

[報告書目次]

- (1) 税制と労働需給
 - ① 女性行動の経済分析
 - ② 働く女性の増加と税・社会保険制度
 - ③ 家事労働の評価
— 家族を巡る課税のあり方 —
 - ④ 年金・社会保険・賃金制度
- (2) 女性の能力発揮と税制
 - ① 女性の社会進出と租税法
 - ② 配偶者控除と配偶者特別控除制度の意義と問題点
 - ③ 憲法論
 - ④ 課税単位の制度と理論
 - ⑤ 諸外国の税制
- (3) 提言にかえて

[内容要旨]

女性の就業意欲の高まり、社会の高齢化が進むなかで、女性を社会の基幹労働力として位置づけ、女性の能力発揮を促進する環境の整備が急務となっている。そこで、現行税制が実態面で女性の能力発揮を妨げている要因を明らかにすると共に、具体的な税制のあり方について検討を行った。

研究会では、現在の税制の実態について、学識経験者を始め労働組合の女性問題担当者、税務行政担当者からヒアリングを行うとともに、各界の有識者 1,000 名を対象に通信調査を行い、非課税限度額と就労調整、配偶者控除についての考え方を把握し、分析を行った。その結果、統

一見解として具体的な解決案をまとめるには至らなかったが、おおよそ次の点で合意が形成された。

1. 現行の個人単位主義の所得税制度は、税制のあり方として、女性の社会進出を阻害しないという点から見て優れている；いわゆる二分二乗制は中・高所得者の片稼ぎ夫婦に有利であるため、これらの層の女性の社会進出を阻害する効果をもつ。
2. 現行税制は、制度上性別の取扱い差はないものの、男性が主たる家計の維持者で、女性が主に家庭内のことを担っている場合が多いという実態と、家事労働への非課税、累進税制等や諸控除から、女性の就業調整の問題が生じている点は否めないことを認めた上で、①妻の就労形態の相違によって家族の間で税負担が異なるシステムは改めるべきであること、②税制調査会の平成5年11月答申において指摘されたように、一定額以下の所得を有する配偶者等は自らは基礎控除の適用を受けて課税関係を生じない一方で、納税者の所得税額の計算上、更に配偶者控除等の適用を受け、いわば2つの人的控除を享受するという問題は無視し得ない、という2点について合意した。
3. 配偶者控除、同特別控除の今後のあり方としては、現在の基礎控除、配偶者控除、扶養控除の区別を廃止し、全ての人に同額の基礎控除を適用する方向で検討を進めること、そして、諸外国の法制や実務上の問題の検討を深めつつ、家族構成員のうち所得のない人、または所得が下回る人との差額は、他の所得のある家族の構成員（所得の最も多いもの）に移転するという、いわば移転的基礎控除の制度の導入について引き続き検討すべきということである。
女性と税制に関する有識者の調査の結果でも配偶者控除や同特別控除については、これを見直し夫と妻のそれぞれに一定額の基礎控除を認めることが良いとする考えが最も多かった。
なお、そもそも所得税は帰属所得を非課税とし累進税率を採用していることを前提にすれば、かかる所得税制度において中立性の保持は限界があり、そうした歪みが生じない税制である消費税について、こうした積極的な面から同制度を再評価するということも必要と考えられる。
4. 女性の就業調整については、税制のみの効果というよりも他の年金等社会制度とあいまって、これが増幅して表れているという面が強いことから、税制以外の社会制度のあり方について、女性が能力を発揮しやすいようにという、同様の観点からの早急な検討が求められる。
本研究会において、必ずしも検討に十分な時間は割けなかったが、例えば国民年金3号被保険者について、別途の保険料徴収や、カナダ、ドイツのように夫婦について年金権自体を独立して2人分として扱い、記録するというシェアリング方式案が示された。また遺族年金のあり方についてもその問題点が指摘され、更なる検討が望まれる。